

4 小規模事業者おうえん資金【小口零細企業保証制度対応：責任共有制度対象外】

項目	融 資 条 件 等																							
融資対象者	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者。 ※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。																							
資金使途	設備資金又は運転資金																							
融資限度額	2,000万円																							
融資期間	設備	1年以上7年以内（うち据置期間6か月以内）	貸付方法	証書貸付																				
	運転	1年以上5年以内（うち据置期間6か月以内）	返済方法	均等分割返済																				
融資利率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.45%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.60%以内</td> </tr> </table> <p>※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。</p>				3年以内	固定 年1.30%以内	5年以内	固定 年1.45%以内	7年以内	固定 年1.60%以内														
3年以内	固定 年1.30%以内																							
5年以内	固定 年1.45%以内																							
7年以内	固定 年1.60%以内																							
保証料率 (県補助後)	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>0.95%</td> <td>0.75%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; margin-top: 10px;"> <tr> <td>経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.85%</td> </tr> </table> <p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合	0.85%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																
1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%																
経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合																								
0.85%																								
担保	原則不要																							
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要																							
申込先	会議所、商工会、熊本県信用組合、産業支援財団																							